

幕長戦争と石見銀山

1. 幕長戦争の勃発

幕末の長州藩と幕府の政治闘争の最終局面として、慶応2年(1866)に勃発した「幕長戦争」(大島・芸州・石州・小倉の4カ所で戦闘が行われたため「四境戦争」ともいう)は、幕府軍の敗退により、その後の幕末維新期の情勢を決定づける非常に重要な転換点となった。この戦争の結果、長州藩は石見国浜田藩領、石見銀山領、豊前国小倉藩領の企救郡を占領地とし、慶応～明治初年にかけて支配することとなる。慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いに敗れ、石見銀山を失って後、再び石見銀山へ戻ってきた長州藩の石見銀山支配はいかなるものであったのだろうか。

2. 幕長戦争における石州口の戦況

月日	地域	戦況
6/16～17	益田	長州軍 VS 浜田・福山藩
7/15～16	大麻山・周布村	長州軍 VS 浜田・福山・和歌山・松江・鳥取藩
7/16～17	周布村	長州軍と浜田藩の停戦交渉
7/17	浜田	浜田藩の軍議(停戦 or 抗戦)
7/18	浜田	諸藩軍の撤退と浜田城自焼
7/20	大森	代官鍋田三郎右衛門、銀山附地役人の倉敷撤退
7/25	大森	長州軍の大森出張

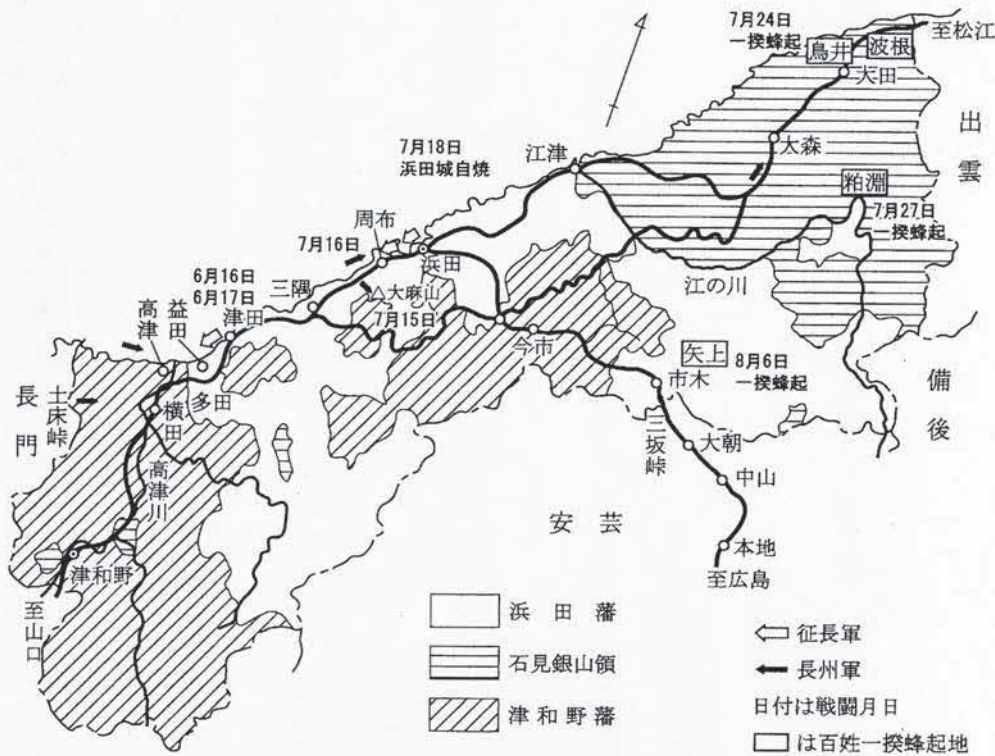


図1 石州口戦争要図 (『幕長戦争』より)

- ◎ 代官所の支配体制： ① 民政は代官とその家臣である数名の手附、手代によって担われた。
 ② 鉱山関係の業務は土着の銀山附地役人（幕末期 83 名）が担当した。
 ③ 石見銀山領を守る軍事力は 100 名に満たなかった。
 ⇒ 代官、手附、手代と銀山附地役人たちは、戦うことなく倉敷へ撤退

3. 占領初期の状況

初期の支配方針（慶応2年8月）【史料1】

◎ 「問ヶ条」：各現場での諸問題を「～哉」、「～哉之事」といった質問形式で藩庁へ伺いを出し、その質問の返答を各ヶ条の肩書きに記して指示した長州藩特有の文書形式

① 支配体制については旧体制を引き継ぐ（1、2条）

- ・これまで「町方」と「寺社（方）」は兼帯で担当していたが、どうすればよいか？
- ・「地方（村落）」は「一局（一部局）」で担当していたが、どうすればよいか？

⇒ 「是迄の行形に仰せ付けられ候事」 = これまで行われていた通りに行くこと。

② 長州藩の代官所役人の派遣を申請（3～5条）

- ・「本ノ役」「筆者」「手子」（ともに長州藩の代官所役人）を「差し越され候様仰付らるべき哉」 = 派遣してもらえないか。

⇒ 「三廉とも沙汰仰付られ候」 = 三ヶ条ともその通りに実施する

「尤も手子の儀は、爰元御無人につき、二人宛差し出され候得とも、夫迄の所足輕の者にて御間を合わせ置き候」 = ただし手子についてはこちらも人手不足なので二人派遣するが、それまではそちらの足輕の者で間に合わせてほしい。

③ 年貢・運上銀の徴収については旧法を引き継ぐ（8～10条）

- ・「上田」の場合、石高一石に付き、年貢七斗（七ツ成）、口米（雑税）三升五合、夫割米（雑税）一升七合、合計七斗七～八升の上納となるが、どうすればよいか？

- ・「町方運上（商業税）」「商船入津」の「改方運上（商船税）」は「旧法の通にて然るべき哉之事」 = 旧法のとおりでよいか

⇒ 「是迄の行形に仰せ付けられ候事」 = これまでの先例の通りに行くこと。

④ 廻船業従事者の救済（11条）

- ・「浦手問屋其外仲子等、惣て他国之運送舟引当にて渡世致し来り候者、当分は出入の商舟とも決してこれ有る間敷、左候得ば商用方向相定候迄は、困窮の者救立仰付らるべき哉之事」 = 浦問屋や仲子（港湾労働者）など他国の商船などとの仕事で生活してきた者は、

当分の間、船の出入りがないため、経済が安定するまでは困窮者救済が必要ではないか？

⇒ 「困窮者救方の儀は、現場において取計仰付られ候、尤も徒食致さず様夫役等に相用候て苦しからず候事」 = 困窮者の救済は現場で対応すること、ただし無駄に食べさせることのないように労働等で使役してもかまわない。

人物トピック I

大村益次郎：長州藩の洋学者で近代的軍制の創始者。石州口の参謀として優れた軍略を発揮した。「靖国神社」の前身となる「招魂社」の設立にも尽力した。

支配体制の確立（慶応2年10月）【史料2】

① 軍事指揮官を首座とした体制（1条）

・「毛利彝太郎殿、石州一般の指揮役として出張仰付られ候処、石州一般兵士の資用、其外悉く石地の民政に關係致候付、平常の民政重立の儀ハ、彝太郎殿より差図仰付らるべき哉」＝毛利彝太郎殿（毛利の一門）を石州方面部隊の指揮役として派遣されたところ、兵士の指揮はもちろん、そのほか全て民政に関する重要な案件まで彝太郎殿の指示に随えばよいか？
⇒「本書重立候儀は、是迄の（通）山口表へ相伺、一と通の儀は彝太郎殿差図を請取計に仰付られ候事」＝重要な案件は、これまで通り山口へ伺いをたてること、一般の事については、彝太郎殿の指示を受けて行うこと。

② 陸海の通商と出稼ぎに関する沙汰（2～4条）

・「石州陸商用の儀は、当今の形勢に付、御国諸関門嚴重に取締仰付られ候処」＝石州の陸路での商用については、現在の情勢のため関所を嚴重に取り締まっている。
・「現場地民の困苦に立至り候間、民政方において商人を見立、両三人兼て相定置候て、萩表のみ右印鑑を以て諸関門通行仰付らるべき哉」＝現地の人々は困り苦しんでいるので、民政方（長州藩の民政を司る役所）で二、三人の商人を見定めて、萩方面のみ印鑑（通行手形）によって諸関門の通行を許可してよいか？
⇒「本書兼而貞実の人柄相撰、名前付立差出置候様仰付られ候」＝まじめな人柄の者を選び任命して、名簿を作成して提出すること。
・「石州へ（は）都て地民余国を仰きて且々生産を遂げ候国柄に付」＝石州の人々は他国との通商・出稼ぎ等でなんとか生計を維持してきた国柄である。
・「当形勢と相成地民難渋の向申し出候間、市木通り民政方の印鑑を以て通行致させ度、此度芸州へ御掛合仰付らるべき哉」＝現在の情勢で人々は困っていると申し出てきているので、民政方の印鑑で市木（島根県邑南町：広島県境）を通行して芸州（広島県）への通行を許可したいので、芸州と交渉をしてよいか？
⇒「本書芸州方へ掛合仰付られ候事」＝芸州と交渉を行うこと。

・「^{みなと}浜田^{ほっこくしょうせんていはくいた}湊へ北国商船^{きたりそうろう}淀泊致し^{いた}来候て商用致し、^{あかがせき}右商船赤間関^{とりだし}通行の節は、浜田表取^{いんかん}札の上印鑑相渡、^{しよじいた}商人所持致し^{そうらえ}候得ば、^{すうど}尖に^{おおせつけ}赤間関通行仰付^やらるべき哉」= 浜田港へ商用で停泊している北国商船（北前船）が、赤間関（下関）を通行する場合は、浜田で確認の上印鑑を発行して、商人が所持している場合は赤間関への通行を許可してよいか？

⇒「本書申し出の通り」= 申し出の通りに行くこと。

石州之三難事（石見国支配における課題）【史料3】

① 浜田藩札

・「^{はまださつ}浜田札の儀は、^{しほう}根の^{いたつ}仕法は至^{よろしくそうらえども}て宜敷候得共、^{そのせんぎはんと}未だ其詮儀^{かつひと}半途、^{くにゆえむつ}且人の国故^{かしくそうろう}六ヶ敷候」
= 浜田藩札（浜田藩の発行した紙幣）の流通の仕組みは非常にいいものであるが、その調査が中途であり、かつ他人の国のことであるので運用が難しい。

・「^{いず}何れ少し目のある役人を此一条へは^{おだしくだ}御出下れ^{たくそうろう}度候」= そのうち少し目端の利いた役人をこの一件については派遣してほしい。⇒ 管理担当者の設置を企図する。

② 浪士の始末

・「^{ろうし}浪士の^{しまつ}始末に^{いま}策も未だ一言も^{なく}これ無、^{ずいぶんなんじちゆう}随分難事^{なんじ}中の難事」= 浪士（撤退できなかった浜田藩士や諸藩士）の問題解決に未だに策がなく、難題中の難題である。⇒ 未解決の難題。

③ 銀山の仕法（経営）

・「^{ぼくぎんざん}幕銀山の^{しほう}仕法は、^{これまでやまさか}是迄山盛んにして^{とりのぞ}利益ある時、^{ただいまそのりぎん}元銀を取除き是を諸国へ^{いぢわり}貸付、^{このせつさんびやくろくじゅうかんめくらい}只今其利銀^{ありそうろうよし}壹割にして此節三百六拾貫目^{せいぎんいちかねんにじゅつかんめ}位これ有^{さんじゅつかんめいで}候由、^{そうろうよし}是を壹ヶ年^{どうせんにひやくかんめくらいいで}銀山の元金にして山を掘り候^{たとえ}処、^{あたひやくにじゅつかんめ}製銀壹ヶ年^{もので}式拾貫目より三拾貫目^{そうろうとき}出候^{にひやくよんじゅつかんめ}由、^{しか}銅千式百貫目^{りぎんさんしゅ}位出候^{まわ}時、^{そうろうよう}仮令ば元銀^{しほうだて}三百五（六カ）拾貫目^{そうろうよう}入、^{しほうだて}出銀銅の^{つたえつかまつ}価百式拾貫目^{つたえつかまつ}の物出候^{つたえつかまつ}時、^{つたえつかまつ}式百四拾貫目^{つたえつかまつ}の損なり、^{つたえつかまつ}然る時は貸付の利銀三朱に^{つたえつかまつ}廻り候と^{つたえつかまつ}あきらめ候^{つたえつかまつ}様^{つたえつかまつ}の仕法立と相見へ申し候」= 幕府の銀山経営は、鉱山の利益を諸国（西国や九州の諸藩）へ10%の利子で貸し付け、その利銀（360貫目）を一年の銀山の経営資金とした場合、銀が20～30貫目（75～112.5kg）、銅が1200貫目（4.5t）ほど産出される。この銀・銅の価格が銀120貫目ほどなので銀240貫目の損失となり、その場合は3%の利子で貸し付けたものとあきらめるような経営方法である。
= 貸付の運用益を鉱山経営に投入すると損失となる ⇒ 新たな経営方法が必要。

◎ 元治元年（1864）の産銀量が約23貫であったのに対し（最盛期は3600貫＝約13.5t）、慶応2、3年の産銀量は79貫余、74貫余に増加しており、明治2年（1869）には「^{ぎんざんかせがた}銀山稼方の^{いぬるたつどしらいしくみだて}儀に付ては、^{そうろうところ}去辰年来^{おいおいなりたちそうろうおもむき}仕組建^{つたえつかまつ}仰付られ候^{つたえつかまつ}処、^{つたえつかまつ}追々^{つたえつかまつ}成立候^{つたえつかまつ}趣^{つたえつかまつ}を以て申し^{つたえつかまつ}伝^{つたえつかまつ}仕^{つたえつかまつ}るべき哉」（「豊石万控」とあり、何らかの「仕組建」（銀山再建策）が行われたことがうかがえる。

小括 (慶応2年8月～明治元年3月まで)

長州藩は石見銀山へ進駐した初期段階から、「石州之三難事」に代表されるような諸問題を抱えつつも、軍事指揮官を首座とした軍事占領的な状況のもと、旧慣踏襲を基本方針に据えて石見銀山支配を行った。

4. 「宰判」の成立と民政の基本方針

朝廷より「預り地」の命令【史料4】

- ・「此度家老を以て申し出に豊石両地返上^{ほうせきりょうちへんじょう}の旨趣^{ししゅきこしめさ}聞召^{きこめ}れ候」= 豊石両地返上を願い出る
- ⇒「当分の^{このたび}処^{かゝる}其藩^{そのはん}へ御預^{おあず}け相成^{あいな}候間^{なりそうろうあいだ}、是迄^{とおりしよち}の通^と処置^{しよち}これ有^あるべく候事」= 当分のところ長州藩への「御預け」と命令が下る。

「宰判」機構の整備【史料5】

- ◎「宰判」：長州藩固有の十数ヶ村をまとまりとした2～5万石規模の代官管轄の広域行政区画
- ①「御仕法替」の実施
 - ・「今般^{こんぱん}豊石御預^{ほうせきりょうちへんじょう}の義^{ししゅきこしめさ}仰^{おほせ}出^でられ候、就^{ついで}ては御仕法替^{ごしほうがえおせつけ}仰^{おほせ}付^つられ、差向^{さしむく}処^{ところ}左^{ひだり}の通り仰^{おほせ}付^つられ候事」= 豊石両地の御預かりの命令が下ったので、制度改革を次のとおりに行うこととする。
- ② 諸沙汰物に「宰判」と記す (1条)
 - ・「浜田・大森・企救郡とも諸沙汰物^{しよさたもの}其外^{そのほか}、何々宰判^{なににさいばん}と書^{かき}調^{ととのえおせつけ}仰^{おほせ}付^つられ候事」= 浜田・大森・企救郡ともに命令書や通達書、諸帳簿などに「宰判」と記載すること。
- ③ 触の伝達経路を両国同様に郡奉行所からの通達へ変更 (2条)
 - ・「惣触^{そうぶれなど}等^らの義^ぎは、御^ご両国^{りょうこく}同様^{どうよう}郡奉行所^{こおりぶぎょうしよ}より通達^{つうたつおせつけ}仰^{おほせ}付^つられ候事」= 触れの通達は防長両国(周防・長門=長州藩)同様に郡奉行書から通達することとする。
- ④ 諸事両国同様としつつも、事柄によっては問題もあるため申し出て沙汰を仰ぐ (6条)
 - ・「諸事^{しよじ}御^ご両国^{りょうこく}同様^{どうよう}の振^{ふり}に仰^{おほせ}付^つられ度儀^{たぎ}に候^{こう}得^え共^{ども}、事柄^{じやうば}に依^より候^{こう}ては、差障^{さしさわ}の廉^{かど}々^{どした}下^{した}におい^いて落着^{らくちやく}に及^{およ}び難^{がた}き儀^ぎもこれ有^あるべきに付^つ、委細^{いさい}其^{その}節^{せつ}書^{しよめん}面^{めん}を以^もて申^まし出^で候^{こう}様^{よう}仰^{おほせ}付^つられ候事」= 諸事は両国同様に行いたいところであるが、事柄によっては問題となる事案もあり、現地で落着かないこともあると思われるので、その場合は詳細を書面にて郡奉行へ申し出て沙汰を仰ぐこと。

人物トピック II

佐藤寛作：佐藤信寛。当初は企救郡宰判の代官を勤めたが、浜田宰判へ異動となった。明治に入り浜田県令、島根県令を歴任した。佐藤栄作、岸信介の曾祖父で、内閣総理大臣・安部晋三の五世の祖にあたる人物。

民政の基本方針【史料6】

① 諸事の調査を国内同様に実施

・「此度石地御国内同様廉々取調仰付られ候付、差向所左の通仰付られ候事」= 石州での諸事の調査は国内同様に調査を行うこと。

② 「御制法」= 「郡中制法」(長州藩の地方支配の基本法) の読み知らせの実施 (1条)

・「百姓中へ御制法読知の儀は、追て何分の沙汰仰付られ候事」= 百姓たちへ「郡中制法」を読知らせることについては、追々何らかの指示をする。

◎ 温泉津で「郡中制法」の写しが発見 ⇒ 「郡中制法」の読知らせが実施された

③ 宗門究、戸籍については「御国内」= 長州藩と同様とする (2、4条)

・「宗門究の儀は、御国内の振合を以て仰付られ候事」= 宗門究(キリスト教信者かどうかの判別のため、家ごとに宗旨、旦那寺などを取調べることは長州藩のやり方と同じとする)。
 ・「戸籍の儀は、人民撫育要務の事に付、御国内同様委敷取調仰付られ候」= 戸籍(長州藩は独自に江戸時代より戸籍帳を作成)は、人民の養育のうえで重要な事であるので長州藩と同じように詳細に調査すること。

◎ 調査項目、書式が長州藩の諸宰判と同様の「防長并豊石諸宰判戸籍帳」(県庁伝来旧藩記録254)が残されている。⇒ 長州藩同様の戸籍調査が実施された

④ 春定(年貢の割当て)については「行形」= 先例の通りとする (3条)

・「春定の儀は、是迄の行形急速御改革仰付られ候様にも相運難き事に付、何分の儀相決候迄は、先行形の通仰付置れ」= 春定(年貢の割当て)については、これまでの先例を急に変更してはうまくいかないの、いろいろなことが決定するまでは、まずは先例の通りに行う。⇒ 地域支配において最重要案件であった年貢徴収は先例の通りとした。

大森宰判収支【表1、2】

収入：米20,254石、金97,178両(銀・銭も金換算)

支出：i 振武隊をはじめとする軍事費(13、25、33、44、47、48、53、54、58、77、81)

ii 銀山経営に関する費用(37、38)

iii 山口・萩へ送られた米金(18、68、69)

◎ 軍事費 = 米1,737石(約9%)、金8,165両(約8%)

◎ 山口・萩で使用 = 米2,500石(約12%)、金58,700両(約60%)

小括(明治元年4月~明治3年8月まで)

長州藩は朝廷より「御預ケ」という命令を契機として、長州藩独自の「宰判」支配を導入し、石見銀山支配の大転換をはかった。そして、石見銀山からの収入の多くが長州藩の軍事費や山口・萩へ送られ使用された。

5. 幕末期における石見銀山のひと

銀山附地役人の処遇【史料7】

① 銀山附地役人よりの奉公願い

- ・「先般一統帰邑依頼 仕り 候 趣 山口表へ御伺の上、当二月よりは御扶持米三等に立 下れ」
= 先頃、全員が石見銀山への帰還を山口へ伺ったところ、(明治2年)2月より御扶持米(給料)を三等(地役人、同心、中間)にして支給されている。
- ・「何卒尽力精勤御恩沢万分の一も報い奉り度存じ奉り候間、出格の思召を以て身分相応の御奉公仰付られ候様願 奉り候」= なんとか尽力精勤して、ご恩(御扶持米)の万分の一にも報いたいので、特別に身分相応のご奉公することを命じてほしい。

② 代官・武田伊兵衛の判断

- ・「銀山附役人其外別紙の通り歎願申し出候処、未だ旧習捨兼候 哉に考られ裁判処へは差出れ難く存じ奉り候」= 銀山附地役人たちより別紙奉公願いの嘆願書が出されたが、彼らは未だに旧習を捨てられていないようなので、裁判所(宰判の役所)への出仕は難しい。
- ・「尚又少壮の者どもは、文武修行として山口・萩学校又は郷校、諸隊の内へにても願出次第入込仰付られ候はば、自然と御国風に押移り、其器械材成就に寄り、往々御役にも相立申すべく存じ奉り候」= また若い者たちは、文武修行として山口や萩の学校や郷校(地域の学校)、諸隊へ願い次第に入校・入隊させて教育すれば、自然に長州藩の国風になじみ、ゆくゆく御役に立つようになる。

- ◎ 江戸時代の石見銀山の鉱山経営を担った銀山附地役人たちは、長州藩の支配のもとでは、その活躍の場を失っていった。

代官所御用商人・熊谷家の登用【史料8】

- ◎ 熊谷家：江戸時代の石見銀山において、金融業を営みながら、代官所の御用商人や町役人を勤めた商家。

- ・「右本陣御用達申附候事」= 慶応2年9月の段階で、長州藩の御用商人として登用された。

「豊栄神社」の成立

① 長安寺の由緒【史料9】

- ・「尊公御直作の御自身の御尊像も一同当山に鎮座成置れ玉ふ也、右御自作の御霊像は貞享七年の頃住持智白長老出府の節御上へ御預りに相成、代り御新像仰付られ今の御尊像是也」
= 洞春山長安寺は、毛利元就公の自作のご自身の木像が安置されていたが、その像は貞享7年(実在しない年、史実では元禄14年頃(1701))に智白和尚が長州藩へ出向いた時に藩のお預かりとなり、新しい像と交換された。現在の像がこれである。

- ◎ 石見銀山には江戸時代を通して「毛利元就」の木像を祀った寺院が存在した。

② 長安寺の再興と長州藩【史料9・10】

・「近年、御神殿門廡御造営仰付られ、諸士の拝礼も処を得て最上なりといえども、焼失後本堂これ無、本尊安置の場狭隘にして不敬なれば、神慮にも協はず候かと」= 近年、御神殿や門の造営がなされ、長州藩士の拝礼もあり最上であるが、焼失後の本堂は再建されず、ご本尊の安置場も狭いのは不敬であり、神の思し召しにもかなわない。

⇒「本堂成就せば神殿仏宇輪奐 観を改め、国家の籠光もこれに過たるはなかるべし」

= 本堂が成就すれば神殿や仏閣が壮麗となり、国家の恩沢もこれ以上のものはない。

・「右長安寺本堂過る嘉永貳年酉の年焼失に及び、今以て再建得仕らず、聊の庫裏相営雨露を凌ぎ居候処、已に来午年御年廻の処、本堂これ無くては大に安からず」= 長安寺の本堂は嘉永2年(1849)の焼失後、再建できておらず、庫裏のみ建てて雨露を凌いでいるが、来年の午年には元就公の300回忌なので、本堂が無くては大いに問題である。

⇒「これに依り山口・萩其外諸郡勸化差許され候はば、御由緒の面々士庶とも銘々の心得を以て寄附致し候へば、且々相整申すべき哉と存じ奉り候」

= 山口・萩や諸郡で寄附を募ることを許可してもらえれば、元就公と由緒のある武士や庶民から寄附が集まり、本堂を造営することができるであろう。

◎ 明治2年の段階では、長安寺・長州藩ともに本堂を再建し寺院としての再興を目指していた。

③ 御一新と神号授与による「豊栄神社」の成立【史料11・12】

・「今般御一新に付神仏混交致さざる様仕るべき段御触仰出され候所、拙寺義は洞春公御木像御安置これ有候処、此度豊栄神社と御勅号在せられ、右に付拙僧義は御給仕罷在り候身分に御座候に付、服飾相改祭式仕り度存じ奉り候間、此段御許容仰付られ下され度願上奉り候」

= 御一新により神仏混交が禁止となり、長安寺は洞春公(毛利元就)の木像を安置した寺院であるが、このたび豊栄神社の勅号(毛利元就に豊栄の神号が授与される)があったので、拙僧は豊栄神社へ奉仕する身分であるので、仏式から神式へ服飾と祭式を改めたい。

・「拙僧義豊栄神社へ御給仕罷在り候に付、服飾相改御祭式仕り度段御願申し上げ候処、願通り御聞濟仰付られ、是迄長安寺東流と唱え来り候所、以来長安右近と改名仕り候間」

= 拙僧は豊栄神社へ奉仕するので、仏式から神式へ服飾と祭式を改めたいことを願い出たところ許可を得たので、「長安寺東流」と名のっていたが、今後は「長安右近」と改名する。

◎ 「長安寺」の再興を願っていた僧・長安寺東流は、毛利元就に「豊栄」の神号授与と神仏混交の祭礼の禁止を受けて、「豊栄神社」の神職・長安右近となり明治時代を迎えた。

6. 御預け地の移管をめぐる

移管の命令【史料13】

・「此度太政官におみて改て石見国の義は大森県へ管轄被仰付、豊前国の分は日田県へ属られ候段仰出られ候条、此段心得として達し仰付られ候事」

= 太政官（明治初期の政府の最高官庁）より石見国は大森県、豊前国企救郡は日田県へ移管との命令が下ったので、そう心得ておくよう通達する。

c f : 「豊石御預け地、豊前は日田県へ、石見は大森県管轄仰付られ候段、昨四日御沙汰これ有り候処、実以意外の御事にて、是迄御操合の義もこれ有る事に付、急速御引渡の儀如何にこれ有るべき哉」（「年度別書翰集」：70年度別書翰1-38）

= 実に意外の事で、今までのやりくりもあるので、急な移管にどう対応すればよいか？

人物トピック III

杉梅太郎：杉民治。長州藩士で吉田松陰の兄。当該期は長州藩の郡奉行を務め、明治初年には山口県の吏員となった。大阪商工会議所の会頭、「新日本放送」（現在の毎日放送）の社長を務めた杉道助は孫にあたる。

移管をめぐる長州藩の願書【史料14】

① 幕末維新时期に膨張した長州藩の軍事費の出所

・「然処従来余裕なき国計を以て額外の兵員増し置き候儀、常入の租税にては逆も引足り申ず、今日迄僅に取続候は、全く給を豊石両地の入に取り候事にこれ有り、今日以後右額外の兵を養ひ候手段これ無く」

= これまで余裕のない長州藩において、想定外の兵員の増加は通常の租税ではとても足りず、これまでなんとか存続していたのは、兵員の給与を豊前と石見からの収入でまかなってきたからで、それがなくては増加した兵員を養うことができない。

② 石見に駐屯している「振武隊」を大森県附属とする

・「石州の儀は是迄地方鎮撫のため、屯駐致させ置候振武隊五百人其俸差し出し候儀御許容在せられ、地方守護として直様大森県に隷属仰付られ候はば、有功の兵を窮餒せしむるの患いこれ無く有り難く存じ奉るべく候」

= これまで地方をおさめるために駐屯させていた振武隊500人を、そのまま地方守護として大森県附属とすれば、功績のあった兵士を困窮させることなく、有りがたいことである。

◎ 「奇兵・振武両隊共東京常備兵に仰付らるべく」＝奇兵隊（豊前国企救郡駐屯）と振武隊をともに「東京常備兵」とする。

⇒ 最終的な移管は、移管の際の決算帳簿等の記載から明治3年8月頃に決着したと考えられる。

7. 石見銀山支配の意義

関ヶ原の戦いから266年の時を経て、幕府（徳川家）に勝利した長州藩（毛利家）は、再び石見銀山を支配した。これは幕末の長州藩、幕府にとって非常に象徴的な出来事であったといえよう。その支配は初期の旧慣踏襲を基本方針とした軍事占領という段階を経て、朝廷より「御預ケ」とされたことを契機に、長州藩独自の「宰判」を成立させることにより、石見銀山を長州藩の行財政機構に組み込んでいくものであった。銀鉱山自体は江戸初期とは大きく異なる存在となっていたとはいえ、石見銀山からの収入の一部は長州藩へ取り込まれ、当該期に膨張していた長州藩の軍事費を支えるという、重要な役割を果たしていたのである。

参考文献

青山忠正 『明治維新と国家形成』（吉川弘文館、2000年）

遠藤浩巳 「長安寺と豊栄神社」（『石見銀山遺跡調査ノート1』、島根県・大田市・温泉津町・仁摩町、2002年）

末松謙澄 『修訂防長回天史』第5編中（末松春彦、1921年）

間野大丞 「長州藩勇力隊が寄進した石製用水桶」（『季刊文化財』123、2010年）

千田稔・松尾正人 『明治維新研究序説—維新政権の直轄地—』（開明書院、1977年）

三宅紹宣 「幕長戦争小倉口戦争の展開過程」（『山口県地方紙研究』100、2008年）

「幕長戦争石州口戦争の展開過程」（『山口県史研究』17、2009年）

日本歴史叢書『幕長戦争』（吉川弘文館、2013年）

目次謙一 「毛利元就坐像と石見銀山長安寺」（『季刊文化財』129、2013年）

石像物調査部会 「豊栄神社の石造物」（『石見銀山遺跡調査ノート1』、島根県・大田市・温泉津町・仁摩町、2002年）

『山口県史 史料編幕末維新四』（山口県、2010年）

拙稿 「幕末長州藩の石見・豊前における地方支配」（『瀬戸内海地域史研究』7、1999年）

「豊栄神社の成立をめぐって」（『世界遺産石見銀山遺跡の調査研究4、島根県教育委員会・大田市教育委員会、2014年』）

一石州出先方萩・山口江御用ニ付通行被仰付候節、
人馬繼立御奉書如何可被仰付哉
本書申出之通

一石州口出張兵士交番之節、一中隊江人夫拾六人充
払出之儀者、是迄石地無教之人夫払出之折柄、地
民とも困窮と相成、且石州ハ津和野御領茂有之、
彼是以向後右之通可被仰付哉

右之廉々御御紙を以被仰知可被下候、以上

十月 石州御内用掛り

【史料3】「石州大森長州本陣民政方沙汰書」

石州之三難事

銀山之仕法

浜田札

浜田浪士之始末

○銀山仕法別帯之通

○浜田札之儀者、根之仕法ハ至而宜敷候得共、未タ
其詮儀半途、且人之国故六ヶ敷候、元来者浜田藩
も貧乏故札銀を沢山製し候者と相見へ申候、鉄砂
其外産物を出す物拝借金を願出候処、上ニ正金無
キ故、札銀を製し貸付八朱利ニ致し、下ニ者是を
以鉄砂を取り、他国江売り正金を上納致し候由、

上ニ正金者ナケレトモ札銀者有之、利八朱上下共
ニ貧乏ヨリ出来候事与相見江、能々仕法立致し候
ハ、随分宜しく様被考候得共、何分人之国ニ而役
人之不合点根元ニ氣者不付、毎日五百目包を算へ
て計り居申候由、何レ少し目のある役人を此一条
江ハ御出被下度候

○浪士之始末ニ策も未タ一言も無之、随分難事中之
難事

石州三難事之一

銀山元銀之仕法

幕銀山之仕法者、是迄山盛んニして利益ある時、元
銀を取除キ是を諸国江貸付、只今其利銀割にして
此節三百六拾貫目位有之候由、是を壹ヶ年銀山之元
金ニy山を掘り候処、製銀壹ヶ年式拾貫目と三拾貫
目出テ候由、銅千式百貫目位出テ候、仮令者元銀三
百五(六カ)拾貫目入レ、出銀銅之価百式拾貫目之
物出テ候時者、式百四拾貫目之損なり、然ル時者貸
付之利銀三朱ニ廻り候与アキラメ候様之仕法立与
相見へ申候
昨年出銅千式百貫目、製銀式拾貫目、元銀三百貫目
然レハ式百貫目之損也、誠ニ三難事銀山ニハ利
益あり候様申立候得共、是ハ山子ノ常ニ御座候
様被考候、御勘考々々候

【史料4】「豊石万控」(一政理・一七九)

此度以家老申出ニ豊石両地返上之旨趣被聞召候、右
両地之儀者、追而御分別可被仰出候得共、当分之處
其藩江御預ケ相成候間、是迄之通処置可有之候事
右之通組支配中江茂可被相触候事

辰ノ二月

【史料5】「豊石万控」

今般豊石御預之義被仰出候、就而者御仕法替被仰
付、差向処左之通り被仰付候事

一浜田・大森・企救郡とも諸沙汰物其外、何々宰判
与書調被仰付候事

一惣触等之義ハ、御両国同様郡奉行所通達被仰付
候事

一豊石地住居之他国もの、猶又委敷遂僉議、住居之
年数・人柄等取糺シ、永住・追払をも被仰付候事

一土人未タ代官所詰居之役名承知不仕、彼是不都合
之趣も有之哉ニ相聞候条、地下人役共江夫々申聞
置候様被仰付候事

一出役之面々衣服其外御制度之儀、勿論御国内同様
之儀候処、隔絶之地自然与驕傲奢美之風俗ニ推移

【史料1】「石州大森長州本陣民政方沙汰書」

(一政理・一七七)

覚

本書第一、二、八、九、十條之儀者、惣而是迄之行形二被仰付候事

一是迄町方・寺社兼帯二而勤来由、此度いかゝ可被仰付哉

一同断地方之儀者一局二而勤来之由、此儀いかゝ可被仰付哉

本書以下三廉共沙汰可被仰付候、尤手子之儀者爰元御無人二付、式人宛被差出候得とも、夫迄之所足輕之者二而御間を合せ置候様被仰付候事

一本ノ役之儀者、地町功者之者老入宛被差越候様可被仰付哉

一筆者之儀老入被差越候様可被仰付哉

一手子之者一局五人宛被差出候様可被仰付哉

本書御内用附属二被仰付候間、現場二当り其取計被仰付候事

一附属役之儀者、惣而何条何某手江被差出候様被仰付可被下候事

本書之通り

一銀札通用如何可被仰付哉之事

一年貢之事

但、旧法上田一反二付二石四斗控、七ツ成之仕

法二て、一石二付七斗上納、且同断二付三升五

合口米、一升七合夫割米、惣斗七斗七八升之上

納二相成来候由、此度如何被仰付哉之事

一町方運上旧法之通二而可然哉之事

一商船入津之度々改方運上等旧法之通二而可然哉

之事

本書商用方向相定候迄、困窮者救方之儀者、現場二

おゐて取計被仰付候、尤徒食不致様夫役等二相用候

而不苦候事

一浦手問屋其外仲子等、惣而他国之運送舟引当二而

致渡世来候者、当分者出入之商舟とも決而有之間

敷、左候得者商用方向相定候迄者、困窮之者救立

可被仰付哉之事

寅八月朔日大村益次郎江返之

【史料2】「石州大森長州本陣民政方沙汰書」

第一条

本書重立候儀ハ、是迄之(通脱カ)山口表江相伺、

一ト通之儀ハ、彝太郎殿差函を請取計二被仰付候事

一毛利彝太郎殿、石州一般之指揮役ト、出張被仰付

候処、石州一般兵士之資用、其外悉く石地之民政

二致關係候付、平常之民政重立之儀ハ、彝太郎殿
右差函可被仰付哉

第二

本書兼而貞美之人柄相撰、名前付立差出置候様被仰

付候、尤於萩定宿を申出置候様被仰付候事

一石州陸商用之儀ハ、当今之形勢二付、御国諸閨門

嚴重二取締被仰付候処、通船方石州海岸追而冬海

二差向候而者、通船相来來敷向茂有之、菓種其外

買入等二付而ハ、現場地民之困苦二立至り候間、

於民政方商人を見立、両三人兼而相定置候而、萩

表而已石印鑑を以諸閨門通行可被仰付哉

第三

本書芸州方江掛合被仰付候事

一石州江(者カ)都而地民余国を仰き而且々遂生産

候国柄二付、芸州とハ兼而隣接二付、是迄通商取

引等致来候、当形勢と相成地民難渋之向申出候間、

市木通り民政方之印鑑を以通行為致度、此度芸州

江御掛合可被仰付哉

本書申出之通り

一浜田湊江北国商船致淀泊来候而致商用、右商船赤

間閨通行之節ハ、浜田表取札之上印鑑相渡、商人

致所持候得者、尖二赤間閨通行可被仰付哉

本書御国境迄ハ御奉書被相立、御国境より出先迄ハ

里数心し賃錢仕出被仰付候事

御奉公被仰付候様奉願候、尤從往昔土着仕、素々身薄之者共二付、郷里相離レ候儀ハ歎ケ敷奉存候間、当所を根居と仕、何之御場所成与も勤番被仰付度可相成儀候ハ、当地於御用相勤度奉存候、此断被逐御許容被下候様、偏奉歎願候、以上

明治二巳ノ四月 地役人

河野綱太郎

中山庸蔵

塩谷汀一郎

(二五名略)

同心

長野又一郎

中場和一郎

中野来三郎

(二六名略)

中間

荒木健助

松原與四郎

竹内栄六

(二〇名略)

前書歎願之趣相違無御座候、私とも儀も同様奉願候、以上

世話役

松浦壽三郎

高木屋二郎

物監

鹿野忠兵衛

大森御裁判所

【史料8】「石州大森長州本陣民政方沙汰書」

熊谷三左衛門

右本陣御用達申附候事

同人

右本陣御用達申付候二付而ハ、格別之筋を以御紋大桃灯、同弓張桃灯共御貸渡被仰付候事
ひやし九月廿七日呼出切替を以授之

【史料9】「御寄附牒序」(豊栄神社文書)

御寄附牒序

夫惟ハ石州赤摩郡銀山洞春山長安寺ハ、長州之大祖君毛利元就公の御開基にて、本尊教主觀世音菩薩ハ御具足箱の御守本尊也、因て当山に御安置被為遊御除地付置せらる、且尊公御直作の御自身の御尊像も一同当山に鎮座被成置玉ふ也、右御自作の御靈像ハ

貞享七年乃頃任持智白長老出府の節、御上江御預りに相成代り御新像被仰付今の御尊像是也(…中略…)

近年、御神殿門廡御造宮被仰付、諸士の拝礼も処を得て最上なりといえとも、焼失後本堂無之、本尊安置の場狭隘にして不敬なれハ、神慮にも協ハす候かと、再興の志願專なりといへとも、自力に及ひかたきを以て、此度御藩中御由緒これある御家族を憑ミ奉る、伏願は多寡にかゝわらず淨財喜捨の功財を積ミ、本堂成就せハ神殿仏宇輪奐觀を改め、国家の寵光もこれに過たるハなかるへし、(…中略…) 国家安全・御武運長久を祈り奉り、各々施主の恩分に報答せん事、是予か微意志願なり、且ハ此嶋福をもて普く法界の含識に及し、共に覺路に登らむ者也

明治二巳巳年

三月 日

願主 石州銀山長安寺 (印)

東流 (印)

【史料10】「大森宰判本控」

銀山長安寺之義者、古昔洞春公御自刻之尊像御安置被遊、寺領拾五石被下、(…中略…) 去ル寅年当地打入、已来社殿御修復御境内華表其外出張兵士より

之向も有之哉二相聞、甚以不相濟、且今般御預之御沙汰相成二就而ハ、下々江之示方、別而大切之事候条、手子其外二至迄身分を顧み、不作法無之様二被仰付候事

一諸事御国^{上下}同様之振二被仰付度儀二候得共、事柄二依り候而ハ、差障之廉々於于下落着二難及儀も可有之三付、委細其節書面を以申出候様被仰付候事

右之通被仰付条可有御承知候、已上
四月廿七日 小幡凶書

武田伊兵衛様
兼常剛之助様
佐藤寛作様

【史料6】「豊石万控」

此度石地御国内同様廉々取調被仰付候付、差向所左之通被仰付候事

一百姓中江御制法読知之儀ハ、追而何分之沙汰被仰付候事

但、善行奇特人江ハ、御国内之振合を以御褒美被下候事

一宗門究之儀者、御国内之振合を以被仰付候事

一春定之儀者、是迄之行形急速御改革被仰付候様二も難相運事二付、何分之儀相決候迄ハ、先行形之通被仰付置、尤田畠畝石高井物成石貫銀等江当ル御所務米銀之儀者、一帯を以郡奉行所江申出候様被仰付候事

但、春定札二相当り候ものは迄立調来候儀も有之候ハ、差問之文言相改立調被仰付候事

一戸籍之儀者、人民撫育要務之事二付、御国内同様委敷取調被仰付候、尤相調候迄ハ先行形之通二而家数・人数・牛馬・廻船等之括り郡奉行所江申出候様被仰付候事

一百姓賞罰之儀者、御代官役江兼而御任之趣を以取計候様被仰付候事

但、石地之儀者、此度初而之儀二付、改而沙汰被仰付候事

一是迄徳川領、浜田領立山之姿三而、地下合壁山二無之分者、此度改而御立山二被仰付、御山札建調其外諸事御国内之通制道方被仰付候、尤切払其外惣而郡奉行所江被相任候事二付、取救等之義有之節ハ、於御代官所詮議之上郡奉行所江申出候様被仰付候事

一浜田市中之義者、先行形之通被仰付候事
右之通被仰付候条、可有御承知候、以上

四月廿七日 小幡凶書

武田伊兵衛様
兼常剛之助様

【史料7】「天森宰判本控」(宰判本控・二二八)

銀山附役人其外別紙之通歎願申出候処、未旧習捨兼候哉二被考裁判処江ハ難被差出奉存候、却而余之御場所孰れへ二ても被召仕候様奉存候、尚又少壯之者ともハ、文武修行トヤ山口・萩学校又ハ郷校、諸隊之内へ二ても願出次第入込被仰付候ハ、自然与御国風二押移り、其器械材成就二寄り、往々御役二も相立可申奉存候、旁宜様御詮義茂何分之御沙汰可被下候事

五月 武田伊兵衛

御願申上候事

私共儀、去ル寅年御變動二付困苦仕候処、同年以来御助扶米を以、父母妻子之飢渴を免シ、先般一統帛呂依頼仕候趣山口表江御伺之上、当一月々者御扶持米三等二被立下、已在何分之御沙汰二可被及、当今御一新之御時勢厚ク勘弁仕、精々報国之心懸可為肝要旨被仰渡重疊難有仕合、何卒尽力精勤御恩沢万分之一茂奉報度奉存候間、出格之思召を以身分相成之

得已方兵鋒豊石二及び、幕兵潰走後兩地元虚守者無之二付、其儘兵員吏人を置き、去春御一新後返上之儀奉願候処、如従前御預被仰付、今日迄人民撫安之道精々申付置候、先般皇政一途之御基被為立度、愚衷を以て版籍返上仕候儀二有之、今更豊石を私有可仕存意毛頭無御座候得共、久布御預被仰付候而者行懸り当不得已之情実も有之、腹藏仕居候而者御盛意二悖り、却而欺罔之訳二相当り候間、一忠之情実不包奉内陳候、癸亥攘夷事起り候以來、朝旨遵奉之外無他念武政更張仕候処、寡兵二而者往先藩屏之職難相尽二付、定額兵員外海陸軍追々兵隊を創編し、引続四境戦争後者益々御増加仕、御一新以來東北平定二至る迄、聊寸忠を傲し候儀二御座候、然処從來無余裕国計を以て額外之兵員増置候儀、常入之租税二而ハ逆も引足り不申、今日迄僅二取続候者、全く給を豊石兩地之入二取り候事二有之、今日以後右額外之兵を養ひ候手段無之、乍去数年之間戦苦を経候者共、今更解散為致候儀者如何にも難忍、国計殆行詰実以窘蹙之到二御座候間、何共奉恐入候得共、内情御汲取被下置、格外之鴻慈を以て、石州之儀者は迄地方鎮撫のため、屯駐為致置候振武隊五百人其儘差出候儀御許容被為在、地方守護として直様大森黒二隸属被仰付候ハ、有功之兵を窮饑せしむる之患無之難有可奉存候、尚又豊前地之儀者日田県管轄之

処を以て、直様山口藩之附属二被仰付度奉存候、馬関者皇国西道之咽喉、海峡狹隘海備第一之要所にし、苟も天下祐司候節者、外患内憂を不論必守防不可欠処に御座候得ハ、一衣帶水を隔候兩岸にて其隸する処を異に仕候而者、譬者一門西扉を各人にて守把するか如く、開闔必不如意候、昔時豊前大友氏二属候時、大内氏方門司二城を置き、防長之兵を以て之を守候儀も有之、古代二者早鞆之地長門二属し候事も有之哉二伝聞仕候、何れとも分属致居候而者守防之便宜無之、既二亥子年馬関争戦之節二而、其不便顯然二御座候、此度日田県二隸候上ハ、以前小倉二属候節と同様二無之、必然朝廷方守備御手を被着候儀と者奉存候得共、一劍を二人にて使ひ候様二、尚隔靴搔痒之意味有之、守防之儀者全く山口藩二御任せ被仰付度奉存候、左候ハ、是迄屯衛引当仕候兵を以て地方を守護し、其地税を以て其兵員を養ひ、屹と御用相立候様仕度候、尤租税之儀者吏人を以て取立、悉皆朝廷二奉帰、一ニ日田県二属候同様仕度、万一も右之儀御許容難被為遊候ハ、前条石州同様、当今豊前地守衛之奇兵隊五百人一同日田県二隸候様被仰付被下度奉至望候、右等之儀奉汚聆候儀深く奉恐入候へ共、現場之実情一通り奉達上開度、不願冒泐奉陳述候、宜御汲取被下置候様、御執奏所仰御座候、誠恐頓首

九月

毛利從三位

弁官御中

已十月八日御呼出二付、宇喜多八郎罷出候、御付紙相成南薰風方御下渡相成候

御付紙

奇兵・振武兩隊共東京常備兵二可被仰付、豊前地方之儀者不被及御沙汰候事

但、常備兵之御規則御取調中二付、当分其藩江預置候間、食料月給於大蔵省受取可申候事

※（ ）内の注記は報告者による。

※「方」は「より」、「よ」は「して」を示す。

寄進仕、已二当節二王門御造営ニも相成候処、右長

安寺本堂過ル嘉永式年酉ノ年及焼失、今以再建不得

仕、聊之庫裏相宮雨露凌居候処、已二来午年御年廻

之処、本堂無之而ハ大ニ安からず(…中略…)今日

之形成ニ相成本堂も無之而ハ、奉対神靈恐入候次第

次二土人之思わくもいかゞ敷、已二当所勝源寺と申

二徳川家東照権現を相祭り、今以在殿等行届居申候

旁其俣ニ難差置種々申談見候得共、手段六ヶ敷、依

之山口・萩其外諸郡勸化被差許下候ハ、御由緒之

面々士庶とも銘々之心得を以致寄附候へハ、且々相

整可申哉与奉存候、則弊局よりも在勤之者一統寄附

も可仕候、彼是之趣与得御考味被成下、御物筋程克

被仰立、右御免許相候様宜様奉願候、右二付当住持

御地差出申候、可然様御駈引奉願候事

大森裁判所

此段御許容被仰付被下度奉願上候、以上

午五月

銀山町

長安寺(印)

東流(花押)

御役所

【史料12】「以書附御届申上候事」(豊栄神社文書)

一拙僧儀豊栄神社江御給仕罷在候二付、服飾相改御

祭式仕度段御願申上候処、願通御開濟被仰付、是

迄長安寺東流与唱来候所、以来長安右近与改名仕

候間、此段御届奉申上候、以上

午六月

銀山町

豊栄神社

守護

長安右近(印)

御役所

【史料13】「豊石方控」

豊石之儀者、過ル寅年以來無余義御行懸りより御世話

相成来、去春王政御一新二就而者別而御私有被為成御

訳無之、朝廷江被差上度御願出相成候処、追而何分之

御分別被仰出候迄、当分之処御預被為成候段被仰渡候

二付、直様行形之通御所置被為成来候処、此度太政官

ニおゐて改而石見国之義ハ大森県江管轄被仰付、豊前

国之分者日田県江被属候段被仰出候条、此段為心得違

被仰付候事

別紙之趣を以可有御申渡候、以上

九月四日

相原治人

杉梅太郎

大森

武田伊兵衛様

浜田・益田

佐藤寛作様

企救郡

坪井宗右衛門様

【史料14】「朝廷工御願出控」

今般豊州者日田県、石州者大森県管轄被仰付候御沙

汰之旨奉敬承、夫々役掛之者江申付、御引渡可仕手

当為致候、右両地之儀者、去寅年幕府之兵四境二逼

り、防長二国一瞬剪滅二可就候、士民義憤之余り不

以書附御願申上候事

今般御一新二付神仏混交不致様可仕段御触被仰出

候所、拙寺義者洞春公御木像御安置有之候処、此度

豊栄神社与御勅号被為在、右二付拙僧義ハ御給仕罷

在候身分二御座候二付、服飾相改祭式仕度奉存候間、

資料 (矢野-17)

表1 大森宰判収入

id	項目	米(石)	金(兩)	銀(匁)	錢(文)
1	皆済目録惣括分	18262.299	0	1043888.162	0
2	先勘仕詰残米銀分	1822.286	18753.813	0	402
3	無根受分	169.658	1057.438	0	768
4	買請米代銀分	0	0	2129589.137	0
5	御売米代銀	0	27631.188	0	300
6	諸運上銀	0	3067.125	0	987
7	合計	20254.243	50509.563	3173477.299	2457
8	金換算	20254.243	97178.688	-	1

「大森部御所務米銀受払勘定下ヶ一紙」(県庁伝来旧藩記録569)より作成
 ※金換算相場 金1兩=銀68匁、金1兩=錢7200文、銀1匁=錢106文

表2 大森宰判支出

id	費目	米(石)	金(兩)	銀(匁)	錢(文)
1	片山村往還筋板橋普請入費	2.256	0	1434.150	0
2	諸村川除其外損所普請入費	0.600	61.250	0	306
3	銀山長安寺御霊社隨身御門并釣屋共新規建調入費	0	326.750	0	322
4	銀山町往還筋石垣新規建調入費	0	3.438	0	192
5	嶋津屋御門新規建替入費	0	3.813	0	140
6	郷田村御圃米蔵一棟新規建調入費	0	680.875	0	400
7	諸村御高札七方所新規建調入費	0	149.625	0	147
8	御米蔵新規建調入費半途分	0	37.250	0	50
9	御褒美銀并御救恵米銀	65.360	3.000	0	432000
10	答刑場新規建調入費	0	9.875	0	264
11	半屋及被損蔵仕調入費	0	29.375	0	205
12	銀山町往還筋石垣損所仕調入費	0	3.125	0	325
13	江津振武隊陣屋諸固屋其外取繕入費	0	71.000	0	379
14	萩原村往還筋板橋石垣取繕入費	0	2.000	0	0
15	役所内取繕入費	0	161.938	293.000	3955
16	一カ所六枚宛高札仕調入費	0	9.875	0	155
17	四方所門番人借銀	0	18.000	0	0
18	灰吹銀其外山口・萩送出之節御心付其外入費	0	84.625	0	0
19	諸村江被下米銀	0.400	72.500	0	185
20	諸村難渡者買葉等難相調者共御施薬入費	0	6.000	0	407
21	銀山長安寺御霊社・陣屋稻荷社臨時祭御仕講并御酒被下一件入費	1.200	85.625	0	189
22	大田村心接滞留膳入費	0	38.938	0	343
23	土地御買揚被立下入費	0	30.000	0	0
24	四方所番所番兵諸入費	0	249.375	0	427
25	江津振武隊陣屋取繕入費	0	15.500	0	120
26	御固屋障子張替入費	0	19.875	0	154
27	銀山長安寺御霊社御門前石燈其外仕調入費	0	49.375	0	13607
28	御用物其外山口・萩等江海陸送り入費	15.000	282.938	0	439
29	招待御用達之者江御酒被下入費	23.600	703.438	0	381
30	牢舎人入用塩薪其外入費	0	24.625	0	414
31	囚人山口・萩等江連出之道中諸入費	0	105.375	0	95
32	鉄砲送り運賃	0	6.750	0	21
33	諸隊止宿入費	0	311.688	0	234
34	銀山無名異調製御入費	0	121.625	0	178
35	遠郡御心付銀并臨時御心付銀	0	864.688	0	298
36	諸宿駅人夫賃錢	0	128.125	0	350
37	銀山仕法入銀	0	988.875	0	287
38	灰吹銀御買揚代銀并銀絞り大坂積登運賃	0	2555.750	0	35
39	諸村猪鹿防狩符入費	0	241.250	0	248
40	諸荷物御器械其外陸送り雇人夫賃	0	533.000	0	300
41	格別御心入被立下入費	0	10.000	0	0
42	難渡者御取救其外入費	890.000	0	0	0
43	長安寺御霊社二ノ鳥居前練堀仕調一件入費	0	78.313	0	415
44	諸所屯集諸隊月俸其外諸入費	0	5569.313	0	87
45	出役之面々往來動渡其外入費	0	1116.875	0	445
46	那隊之者買得物代払不足入費	0	461.250	0	395
47	江津振武隊陣屋諸所取繕入費	0	34.625	0	287
48	江津振武隊諸固屋及大破取繕入費	0	70.438	0	287
49	佐伯八雲被差廻節旅籠代	0	36.000	0	0
50	佐伯八雲被差廻節片道人足賃	0	0.938	0	79
51	佐伯八雲被差廻節御心付銀	0	17.000	0	0
52	石代上納米御救恵金	0	10166.125	0	136
53	諸隊糶米其外諸払入費	1708.150	0	0	0
54	振武隊陣屋敷地料辰巳兩年分入費	0	22.841	0	0
55	地役人其外江御救助米	196.080	0	0	0
56	地役人其外江御扶持米	380.400	0	0	0
57	郷田村地下改出張節留守扶持米	3.820	0	0	0
58	振武隊怪我人被立下米	2.170	0	0	0
59	宿陣所々御借上候寺院其外江御心付米	6.000	0	0	0
60	買請米諸村割符米	8000.000	0	0	0
61	辰冬諸村御救売米	200.000	0	0	0
62	巳秋諸村御救売米	200.000	0	0	0
63	辰冬より巳冬迄諸村御売米	4280.095	0	0	0
64	長安寺年々被立下米	3.000	0	0	0
65	例年六月長安寺御霊社御定祭之節被相備米	0.800	0	0	0
66	高寿につき御扶持米	2.400	0	0	0
67	大森部六組地下圃米	420.000	0	0	0
68	萩御廻米	2500.000	0	0	0
69	山口・萩追々仕送金	0	58700.000	0	0
70	納米石別五升宛修補米	1050.124	0	0	0
71	修補払過受添米	100.000	0	0	0
72	買請米八千石石別五升込米石代納銀	0	0	106479.457	0
73	諸払	0	1353.000	0	36
74	合計	20074.297	86705.000	108206.607	459719
75	金換算	-	88360.063	0	439
76	小計残額	179.946	8818.563	0	12
77	酬恩隊貸渡御勘定残額	4.000	0	0	0
78	大森村御貸米其外不納米	175.946	0	0	0
79	武田伊兵衛噴願御貸渡金	0	50.000	0	0
80	産物掛生田六郎右衛門貸渡金	0	80.000	0	0
81	振武隊払渡金	0	2021.313	0	140
82	御年貢銀其他大森諸村不納	0	5779.813	0	6
83	總計残額	0	887.625	0	316

「大森部御所務米銀受払勘定下ヶ一紙」(県庁伝来旧藩記録569)より作成
 ※小計残額の計算値は金8818.625兩
 ※金換算相場 金1兩=銀68匁、金1兩=錢7200文、銀1匁=錢106文